

これまでの漢字政策について（付：人名用漢字）

1 当用漢字表以前の漢字表等

(1) 常用漢字表（大正 12・5・9 臨時国語調査会）

漢字制限の立場から、国民教育及び国民生活における漢字の負担を軽減しようとするもの。1,962（「辨・辯」を「弁」、「餘・余」を「余」とすれば、1,960）字を掲げる。154 字の簡易字体を含む。「凡例」の「二」で「固有名詞ニハ本表ニナイ文字ヲ用イテモ差支ナイ。」と明記。

(2) 字体整理案（大正 15・7・7 臨時国語調査会）

上記（1）の常用漢字 1,962 字について字体を検討し、そのうちの 1,020 字について整理を行ったもの。

(3) 常用漢字表（昭和 6・5・8 臨時国語調査会）

上記（1）から 147 字を削り、45 字を加えて、計 1,858 字に修正したもの。
固有名詞の扱いは、上記（1）と同じ。

→『漢字字体資料集（諸案集成 1）』（文化庁、平成 8）参照。

(4) 漢字字体整理案（昭和 13・7・14 臨時国語調査会）

上記（3）の常用漢字 1,858 字について、字体を整理したもの。

→『漢字字体資料集（諸案集成 1）』（文化庁、平成 8）参照。

(5) 標準漢字表（昭和 17・6・17 国語審議会）

各官庁及び一般社会において使用する漢字の標準（2,528 字）を示したもの。全体を常用漢字（1,134 字）、準常用漢字（1,320 字）、特別漢字（74 字）の 3 種に分けている。同年 1 2 月には、3 種の別を廃し字数を 2,669 字とし、その性格も「概ネ義務教育ニ於イテ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シ」たものと変更された「標準漢字表」が文部省から出されている。

(6) 常用漢字表案（昭和 21・4・27 国語審議会総会提出）

上記（5）の常用漢字 1,134 字から 88 字を削り、249 字を加えて、計 1,295 字から成る漢字表案。1,295 字案は、教育用としては多すぎ、一般社会用としては少なすぎるということで議決に至らず更に検討が続けられることとなった。その結果、同年 1 1 月 5 日に議決答申されたのが当用漢字表である。

2 当用漢字表（昭和 21・11・16 内閣告示・訓令）

(1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として 1,850 字を掲げる。

(2) 「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」として人名・地名を対象外とした。

→『漢字字体資料集（諸案集成 2・研究資料）』（文化庁、平成 9）」及び『国語審議会答申・建議集』（文化庁、平成 1 7）」を参照。以下、同様。

3 当用漢字音訓表①・当用漢字別表②（昭和 23・2・16 内閣告示・訓令）

①：「当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したもの」として作成。

②：「当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導することが必要であると認めた」881 字（いわゆる教育漢字）を掲げる。

4 当用漢字字体表（昭和24・4・28 内閣告示・訓令）

(1) 「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したもの」として作成。

(2) 「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定した」とし、「字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえ」とした。

5 人名用漢字別表（昭和26・5・25 内閣告示・訓令）

国語審議会内に設置された「固有名詞部会」で検討され、国語審議会会長から、文部大臣及び法務総裁に建議されたもの。92字の漢字を掲げる。

6 人名用漢字追加表（昭和51・7・30 内閣告示・訓令）

法務省内の「人名用漢字問題懇談会」で、28字の人名用漢字追加を決めたが、従来の経緯を踏まえて、国語審議会の了承を得てから正式決定されたもの。

7 常用漢字表（昭和56・10・1 内閣告示・訓令）

(1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に95字追加し、1,945字の漢字を掲げる。従来の字種表、音訓表、字体表を統合した漢字表。

(2) 「固有名詞を対象とするものではない」として、地名・人名は対象外とした。

(3) 国語審議会答申「常用漢字表」前文の「人名用の漢字」（昭和56・3・23）

固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

8 表外漢字字体表（平成12・12・8 国語審議会答申）

(1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころを、印刷文字（情報機器の画面上で使用される文字や字幕で使用される文字などのうち、印刷文字に準じて考えることのできる文字を含む。）を対象として示すもの」として作成。

(2) 「常用漢字とともに使われることが比較的多いと考えられる表外漢字(1022字)を特定し、その範囲に限って、印刷標準字体を示した」字体表。

(3) この字体表で示された「印刷標準字体」に合わせてJIS規格(JIS X 0213)の字形を変更（平成16年2月20日改正）。

9 その後の人名用漢字の追加

(1) 昭和56年に54字追加、平成2年に118字追加、平成9年に1字追加。

(2) 平成16年2月に1字（曾）追加、6月に1字（獅）追加、7月に3字（毘、瀧、鶴）追加……この段階で、人名用漢字の総数は290字となる。

(3) 平成16年9月27日 488字追加＋205字追加※

※ 205字のうち、195字は常用漢字の旧字体（廳(庁)、顯(顕)など）、10字は人名用漢字の旧字体（彌(弥)、祿(禄)など）である。この205字は、昭和56年の改正以来、「人名用漢字許容字体」とされてきたものである。

したがって、現在の人名用漢字の総数は、290字＋488字＋205字の計983字となっている。